

沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター相談支援業務公募型プロポーザル応募要領

本公募は、令和8年度の当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 趣旨

本要領は、性暴力被害者ワンストップ支援センターの中核機能である相談支援業務の円滑な推進を通じ、被害者に対する早期かつ適切な支援を図るため、「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター相談支援業務」に係る優先交渉権者の選定を、公募型プロポーザル（企画提案）方式により実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 公募の概要

本業務については、性暴力被害者等に対する相談支援及び関係機関との連携が主な業務となることから、事業者においては、適切な相談支援員を選定するためのネットワークを有し、医療機関等関係機関との連携について、確実かつ効果的に業務を実施できるだけの体制を持つための専門的な知識を活かした提案を広く募り、効率的な支援を行うため、本県に設置する「性暴力被害者ワンストップ支援センター相談支援業務企画提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、公募型プロポーザル（企画提案）方式により提案内容の評価を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

3 公募の実施者、連絡先及び書類提出場所

(1) 実施者

沖縄県知事

(2) 連絡先及び書類提出場所

こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課

住所：〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2（沖縄県庁3階）

TEL：098-866-2500

メール：aa001309【@】pref.okinawa.lg.jp

4 委託業務の内容

- (1) 委託業務名：性暴力被害者ワンストップ支援センター相談支援業務
- (2) 契約の履行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 事業期間：令和8年度から令和10年度までの3年間（ただし、契約は単年度契約とし、各年度末の継続審査委員会において事業実施者として適切か否か判断するものとする。また、各年度の予算状況によって契約の一部又は全部を締結しないことがある。）
- (4) 業務内容：性暴力被害者ワンストップ支援センター相談支援業務仕様書に定める。

5 経費見積及び経費限度額

業務に要する提案価格（消費税抜き）を、価格提案書（様式3）に記載し、提案すること。

ただし、経費限度額は93,890,570円（消費税を含む）とし、提案価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）が当該経費限度額を超えた場合は失格とする。なお、当該経費限度額は企画提案のために設定した金額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

6 企画提案書を提出する者に必要な資格

次の要件を全て満たす事業者又は複数の事業者から成る共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (5) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 沖縄県内に本店又は支店を有する事業者であり、今回の委託業務を遂行するために、業務進捗等を総括的に管理できる責任者を専任で配置し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (10) 今回の委託業務を遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (11) 今回の委託業務を遂行するために必要な管理能力を有すること。
- (12) 共同企業体で実施する場合は以下の要件を満たすこと。

- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 全ての構成員が上記の応募資格（１）から（８）までの要件を満たし、構成員のいずれかが応募資格（９）を満たし、代表する事業者が上記の応募資格（１０）及び（１１）の要件を満たすこと。
- ウ 共同企業体の構成員は、本企画提案公募における他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、当該事業者単体で本企画提案公募に参加することはできない。

7 スケジュール

項目	スケジュール
募集要領、仕様書等の配布	2月27日（金）から3月16日（月）
参加申込期限	3月11日（水）
質問の受付	2月27日（金）から3月6日（金）
質問への回答	随時※県HPへ掲載
企画提案書の受付	2月27日（金）から3月16日（月）
企画提案審査会	3月25日（水）予定 ※詳細は別途通知
審査結果の通知	4月1日（水）予定
契約締結	4月1日（水）予定

※ 各期間の事務取扱については、月～金（祝日を除く。）午前9時から午後5時までとする。

8 応募手続等

(1) 応募に係る募集要領、仕様書等の配布

- ① 配布期間：令和8年2月27日（金）から3月16日（月）まで
- ② 配布場所：沖縄県ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加申込書の提出

- ① 提出期限：令和8年3月11日（水）午後5時まで
- ② 提出方法：郵送（到着確認が可能な手段で、上記期日必着）、持参又は電子メールにより以下の宛先まで提出すること。

沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課

Mail：aa001309【@】pref.okinawa.lg.jp

住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟3階

③ 提出様式：参加申込書（様式1）

※参加申込をしていない場合、企画提案書は受け付けない。

※電子メールの場合は、受信確認を行うこと。

※共同企業体で申し込む場合は、代表事業者が申し込むこと。

(3) 質問の受付

- ① 質問方法：質問書（様式8）を電子メールにより以下の宛先へ提出すること。
沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課：aa001309【@】pref.okinawa.lg.jp
- ② 受付期間：令和8年2月27日（金）から3月6日（金）午後5時まで（必着）
- ③ 回答方法：沖縄県ホームページに随時掲載する。

(4) 企画提案書等の提出

企画提案にあたっては、以下の書類を作成し、提出すること。

① 企画提案書

	書類名	様式
ア	企画提案応募申請書	様式2
イ	企画提案書 ※表紙、目次、企画提案書本体で構成すること	任意様式
ウ	価格提案書（令和8年度のみ） ※明細が確認できる見積書を添付すること ※令和9年度及び令和10年度も同事業の実施を予定していることから、見積書（経費明細が記載されたもの、任意様式）については、令和8年度から令和10年度の3か年分を年度毎に作成すること（ただし、今回、委託事業者として決定しても、次年度以降も継続して契約することを保証するものではない。）	様式3
エ	応募者概要	様式4
オ	誓約書	様式5
カ	登記事項全部証明書	—
キ	定款又は寄附行為の写	—
ク	直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）の写又はこれに類する書類	—
ケ	直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税、法人市町村民税について滞納がないことを証明する書類 ※発行から3ヶ月以内のもの	—

※作成にあたっては、企画提案書作成要領を参照すること。

※共同企業体の場合、（エ）～（ケ）は代表事業者及び構成員全員分を提出すること。

② 共同企業体協定書等（※共同企業体で応募する場合、上記①とあわせて提出）

	書類名	様式
ア	共同企業体協定書	任意様式
イ	共同企業体構成書	様式6

ウ	委任状 ※構成員全員分	様式7
---	-------------	-----

③ 提出方法

ア 郵送（到着確認が可能な手段で、上記期日必着）又は、持参により沖縄県こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課まで提出すること。

イ ①の企画提案書は6部（原本1部、写し5部）を市販のA4版2穴ファイルに編綴し、
で提出すること。

ウ ②の共同企業体協定書等を提出する場合は、1部提出とする。

④ 受付期間：令和8年2月27日（金）から3月16日（月）午後5時まで（必着）

⑤ 書類の再提出

企画提案書等の再提出は、上記期限内に限り認める。なお、書類の部分的な差替えは認めないため、一式を再提出すること。

⑥ 書類の取下げ

書類を取下げの場合は、取下げ願い書（任意様式）を提出するものとする。

なお、取下げ願い書の提出があった場合でも、書類は返却しない。

10 審査

(1) 審査項目

企画提案の審査においては、以下の点を審査項目とする。

- ① 適格性
- ② 類似業務の受託実績
- ③ 相談支援業務の実施内容及び方法
- ④ 実施体制
- ⑤ 経済的合理性

(2) 一次審査

① 審査方法

事務局にて、参加資格及び企画提案書について一次審査を行う。

② 一次審査結果の通知

令和8年3月18日（水）午後5時までに、電子メールにて通知する。

一次審査通過者に対しては、企画提案審査会の詳細日程もあわせて通知する。

(3) 二次審査

① 審査方法

企画提案審査委員会を開催し、企画提案書及び一次審査通過者によるプレゼンテーション、質疑応答等に基づき審査を行い、優先交渉権者を決定する。

② 審査の日程

審査の日程等は概ね以下のとおりである。

ア 日時：令和8年3月25日（水）予定 ※詳細は別途通知

イ 場 所： 沖縄県庁内会議室※詳細は別途通知

ウ 説明時間： 提案者あたり 30 分程度（質疑応答含む）

エ その他：

(ア) 審査会場への入室は、提案者あたり 3 名までとする（共同企業体の場合も 3 名までとする）。

(イ) プレゼンテーションの内容は、企画提案書等の内容とし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

(ウ) 正当な理由なく審査委員会に参加しなかった者の提案は無効とする。

③ 二次審査結果の通知

予定日 令和 8 年 4 月 1 日（水） に電子メールで送信後、文書にて通知する。

(4) 審査対象外

次の①から④に該当する企画提案書は、審査の対象外とする。

① プロポーザルへの参加資格がない者から提出された企画提案書

② 同一の提案者から提出された内容の異なる複数の企画提案書

③ 5 に示した経費見積及び経費限度額を上回る価格提案をした企画提案書

④ 定められた提出方法、提出場所、提出期限等に適合しない企画提案書

11 委託契約

(1) 契約の対象者

本業務の委託契約は、優先交渉権者と沖縄県との間で、契約内容等の協議を行い締結する。

ただし、採択条件として企画提案書における業務計画、実施体制、積算等の見直しを求めることがあり、沖縄県と優先交渉権者との間で、協議が合意に至らなかった場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。なお、いずれの企画提案も妥当でないと判断した場合は、再公募を行うことがある。

また、共同企業体の場合は契約締結時に、本業務履行に係る協定書を、各構成員間で締結し、その協定書を契約書に添付すること。協定書の内容には以下の項目を含むものとする。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 構成員の住所及び名称
- ④ 代表事業者の名称
- ⑤ 代表者の権限
- ⑥ 構成員の連帯責任
- ⑦ 取引金融機関
- ⑧ 構成員の個別責任
- ⑨ 瑕疵担保責任
- ⑩ 協議事項等

(2) 契約締結予定時期 令和8年4月1日

(3) 契約金額

契約金額は、価格提案書に記載された金額に、当該金額の100分の10を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）を基に沖縄県と優先交渉権者の間で協議の上決定する。

(4) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、沖縄県財務規則第101条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第1号から第3号及び第7号のいずれかに該当するときは免除することができる。

沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則12号）

（契約保証金）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(5) その他

来年度以降の契約については、予算の状況に基づき、契約内容等の検討、協議等を行ったうえで決定するため、契約の締結やその内容を保証するものではない。

12 留意事項

(1) 本プロポーザル及び本業務委託契約において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 提出書類の作成、企画提案審査委員会への出席等に要する費用は、提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (3) 委託事業者は、提案された内容等を総合的に評価して決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、本県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 審査経過、審査内容等については公表しない。
- (5) 委託期間中、委託期間終了時の検査等において、委託業務の実施に関し経費の虚偽申告、過大請求等による不正受給、事業内容で盗用といった不正行為等が発見された場合、沖縄県は受託者に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、受託者名及び不正内容の公表、刑事告訴等の厳しい措置をとる場合がある。

13 業務の引継

契約期間の終了又は契約の取消により、相談支援業務を引き継ぐ必要があるときは、受託者は円滑な引継ぎに協力すること。

なお、現在、相談支援業務に従事している者について、性暴力被害者ワンストップ支援センター利用者への支援の安定的な提供、ノウハウの継承等の観点から、再雇用を希望する者について配慮すること。